

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 平日昼グループ(要旨)		
日時	平成19年3月1日(木) 午前10時~午後0時	場所	市役所東館7階 701会議室
出席者	平日昼グループ 7名【黒木、前川、和田、鈴木、安保、土井、橋本(特別参加)】		
	職員 1名(武林)		
内 容			
<p>1. 今月の全体会議をどうするか最初に議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体会議は重要な場であるので、毎月1回はやりたい。 ・ グループだけの議論では、他グループの人たちの考え方がわからず活発な意見交換ができない。 ・ 今月に関しては、論点を整理するのが先なのでグループ会議をもう一回持つことは賛成。 ・ 平日グループとしては、今月の全体会議は取りやめて、3月22日(木)10時から、今月二回目の会議を持つことで合意。 <p>2. 論点3, 4に対し、各人がまとめてきた意見を発表</p> <p>【論点3】</p> <p>(前川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参画と協働の責務と役割 ・ 市民と市民団体及び関係事業者は法律を遵守し応分の賦課に応えるとともにその権利と役割を行使して社会生活に寄与する。 ・ 市行政と市議会は市民に情報を提供し説明責任を果たして合意形成を諮り市民生活の向上を行わなければならない。 ・ 関係者は民主的な地方自治を構築するために意見交換や意思の疎通を図り、助成制度や相互研修等を活用した上で、各種ボード(審議機関)への積極参加や協力態勢に努める。 ・ 校区単位に地区協議会の設立をし、専従職員、有識者の派遣、ファシリテーター等をおく。 ・ 防災対策上、治山治水は重要な分野なので河川の流域毎に連絡会をおく。 <p>(和田)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の定義 ・ 市民 <ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する者 市内の事務所又は事業者勤務する者 市内の学校に在学する者 市内に事務所、事業所を有する個人及び法人その他の団体 			

- ・ 市の役割と責務 市は参画・協働及び地域活動の推進に市民等に浸透するように啓発、研修を積み普及活動を実施する。
- ・ 参画・協働の連携 市及び市長はそれぞれの立場に応じて必要な役割を果たすように努める。市民等は自分の意見と行動に責任をもち、あらゆる活動に積極的に関わるように努める。

(鈴木)

- ・ 市民とは、一般市民、事業者、市民団体など
- ・ 行政改革の主体が市民にあるとの意識改革が前提。(時間がかかる)

(橋本)

- ・ 市民の定義 市内に住み、働きもしくは学ぶ人、又は市内に事務所又は事業所を有する個人及びその他の団体をいう。
- ・ 市民参画 市の政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民が積極的に参加、広範囲な市民の意見を反映させることにより、市民が主体となってまちづくりの推進をすることをいう。
- ・ 協働 市と市民がより良いまちづくりを目標として相互に連携し合い、互いの特性を尊重しながら協働してまちづくりを行うことをいう。
- ・ 市民の権利 まちづくりの主人公である市民は正しい参画をするために市政に関する情報を知る権利を有し、市政に平等、公平な立場で参画する権利を有する。
- ・ 市民の責務 市民は各自多様な価値観を持つのであるが、住民自治の基本に立ち、持続可能なまちづくりを進めるための効率的な市政運営が行われるよう、市民は市と協働しなければならない。
- ・ 議会の責務 議会は激動する社会情勢の変化に鑑み、絶えず市民の民意をくみ取ること以最善を尽くし、議会は会議を市民に公開するとともに、議会が保有する情報をすべて民主的に市民に公開して共有しなければならない。

(黒木)

- ・ 市民 定義 市内に在住・勤務・在学するもの
役割 市民は市政に関心を持ち、地域活動に積極的に関わり活動するよう努める
- ・ 市民団体 定義 地域の公益的団体組織、または社会貢献性のある非営利活動団体など
役割 地域公益団体・非営利活動団体は、地域住民・団体構成員の声をその活動に反映し、地域活動・課題解決の推進に努めなければならない。
- ・ 市の役割・責務
市は、市民が市政に関心を持ち、かかわることが出来るよう広報・情報公開に努める
市民が、課題解決に向けて積極的に取り組むことが出来るよう、必要な施策を講じる
市民(地域)活動支援のための人材派遣
市民・市職員に対する啓発・人材育成研修の実施
- ・ 参画・協働プロジェクトの設置 市民・市民団体・事業所(商工会議所)・市職員による、情報交換・企画提案のための会議

- ・ ファシリテーターとしての市民活動支援課のより一層の充実と拡充

(土井)

- ・ 市民とは： 市内に住所を有するもの
市内に勤務するもの
市内に学ぶもの
市内に事業所や事務所を有する事業者・NPO
市内で活動する市民活動団体
- ・ 事業者とは： 市内において営利を目的とする事業を行う個人または法人
- ・ NPOとは： 市内において特定の社会的な課題に取り組む社会貢献性のあるNPO法人
- ・ 市民活動団体とは：
市内において組織的かつ継続的に営利を目的としない公益的な活動を行う団体
地域において地域社会に維持や形成を図るために公益的な活動を行う団体
- ・ 協働とは： 市民と市とがそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら信頼関係を構築し、相互に補完及び協力をして公共的活動を行うこと
- ・ 参画とは： 市民が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自律的にかかわること及び、市民がまちづくりのために協働すること

【論点4】

(前川)

- ・ 参画の要件
大規模公共事業や開発事業に際しては、その計画段階から公表し公募を主とするボード(審議機関)を立ち上げて十分な検討を行う。
評価委員会を設け、事業の完成後は監査と評価を行うとともにニーズに応じた改善策を提言する。
マスタープランの作成に関しては必ず市民の参画を促し、意識の涵養と合意形成を図る。
- ・ 参加の手法・方式
パブリックコメント、政策提言手続(直接請求)、行政評価の市民参加、住民投票、市民オンブズマン制度、公聴会、意見交換会
- ・ 傍聴者発言を認める、十分な広報、意見書は原文採用、議事録・報告書の公表

(和田)

- ・ 参画の要件 政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップで政策、施策、事業の方針と内容等その他市政への参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うようにする。
- ・ 参加手法
市民政策提案、審議会、パブリックコメント、公聴会、市民投票、ワークショップ
- ・ 市民の自主的活動やコミュニティ活動
市長は市民の自主的な地域における活動の役割を尊重して適切に施策を講じる。

市民は安心して心豊かに暮らすことのできる、地域社会を実現するために自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互い助け合いながら地域の課題を共有し解決に向けて自ら行動する。

(鈴木)

- ・ 市民参画の具体的方法

市のあらゆる計画の立案にあたって市民の代表を加え、市民主導で立案する。

立案の段階で、市民団体等に説明し理解協力を求める。

市民の提案システムを新設し、容易に提案できるようにする。提案用紙を市のあらゆる施設に常備する。市民の提案を尊重し審査の上、賞金を出す。

(橋本)

- ・ 参画の要件 市は多様な制度の策定により、市民参画の機会を設け、それを保障しなければならない。市は市民が参画できないことによって不利益を受けることのないように対応しなければならない。
- ・ 意見聴取制度 市は市民生活に重要な影響を及ぼす市政運営上の諸施策の制定、改正、変更等にあたり、幅広い市民の意見聴取をその制定等の早い段階から行なわなければならない。
- ・ 市民政策提案手続 この提案は市内に居住する市民 10 人以上の連署をもって行うことができるものとし、市の機関は受理後速やかに総合的に検討し、その結果を提案者代表に通知するものとする。提案内容及びその結果も別途市民に公表する。
- ・ 住民投票 選挙権を有する市民が市政運営上重要な課題については、5 万人以上の市民の連署をもって、住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を確認するための住民投票を実施しなければならない。市及び市長は住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。
- ・ 審議会等 市の機関が条例等により設置する各種の審議会等は専門的、学術的分野の観点から市民のみの人選では対応できない場合を除き、出来る限り幅広い市民から公募・選考し市民参画と協働の基本に立ち、その運営を図らなければならない。
- ・ 市民会議の設置 市民参画と協働が全市的に有効に機能しているかの評価機関として市政運営全般にわたって検討できる市民会議を市長直轄の機関として設置する。その人選は市民公募による市民委員を 2 分の 1 以上として学識委員、市職員等で構成する。その開催も市民の意見をより吸収できるように月 1 回以上の開催を行うものである。

(黒木)

- ・ 参画の範囲

市民が市からの業務委託を受ける

環境・教育・福祉・防災・まちづくり

政策決定に市民が関わる

情報公開

- ・ パブリックコメント 受け付ける期間が短い 市政ニュース等だけでなくあらゆる場面で

の説明が必要 自治会の会合・関係団体の会合・宮水学園での政策研究会の設置など 市民が理解して意見が言えるシステム作りを行う

- ・ 審議会 なぜ多くの市議員が委員として参加しているのか理解できない 公募委員を入れ、市民代表と考えるべきではないか 関係団体からの選出に関しては団体が責任を持つ 男女比・世代の公平性を図る
- ・ 市民政策・市民改善提案手続の設置 要綱で細かく
- ・ 行政評価
- ・ 住民投票 市長・議会提案あり
- ・ 参画・協働プロジェクト

(土井)

- ・ 参画の対象
 - 総合計画等の市の基本的政策を定める計画
 - 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言
 - 市の基本的な条例の制定改廃
 - 市民の生活または事業者の事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃
 - 市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定改廃
 - その他市民参画手続が必要とされるもの
- ・ 参画の手法
 - 審議会(付属機関等)、市民意見提出手続(パブリックコメント)、説明会・公聴会
 - ワークショップ、意向調査、市民政策提案手続、住民投票(住民投票)、その他の市民参画手続

3. 各自の発表を踏まえ意見交換

- ・ 論点3については、市民の定義、範囲と関係者の責務で特に意見の相違はなかった。
- ・ 論点4については、若干の議論あり。
- ・ 市民政策提案手続のハードルをどこまでにするか。
- ・ 企業の改善提案にあたるような提案制度を設けるべき。誰でもが簡単に提案でき、市民が市政に興味を持つ第一歩になるような制度。
- ・ 住民投票制度についても必要か不必要かという議論になったが、市民意識を高めるためには色々な機会を設ける必要があるという結論。
- ・ 住民投票の対象案件や成立要件、その結果の尊重についてもう少し議論が必要。

4. 今後の予定

- ・ グループ会議：3月22日(木) 午前10時～午後0時 東館8階 804会議室
- ・ " : 4月5日(木) 午前10時～午後0時 "